

条例の概要

条例は、前文と9章、22条から成っています。

一 目的

議会及び議員が担うべき基本的事項を定め、議会の活性化を図り、市民の負託に応えられる議会の実現を目指すことを目的としています。

二 議会の活動原則

議会は、以下の原則に基づき活動します。

・公正性、透明性を確保し、市民に信頼される開かれた議会を目指すこと。

・市民等の多様な意見や知見等を的確に把握するよう努め、政策調査、政策提案及び政策提言の充実を図り、市政に反映させるための議会運営に努めること。

・市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の市政運営に対する監視及び評価機関としての役割を果たすこと。

・市民の傍聴及び参加意欲を高める議会運営に努めること。

・情報公開に努め、議会の議決又は運営について、その経緯、理由等を市民に対し説明する責任を果たすこと。

・この条例の趣旨を踏まえ、



▲一般質問の様子

議会に関して定められた条例・規則等及び議会内の申合せ事項等を継続的に見直すこと。

三 議員の活動原則

議員は、以下の原則に基づき活動します。

・議会が言論の府であること及び合議制の機関であること
を十分認識し、議員間の自由な討議を重んじること。

・市政全般についての課題、市民の意見、要望等を的確に把握し、これを政策形成に反映できるよう、自己の能力を高めるために不断の研さんに努めること。

・議会の構成員として一部の

団体及び地域の代表にとどまらず、市民全体の福祉の増進を目指して活動すること。

・議会活動について、市民に対する説明責任を果たすこと。

四 市民と議会との関係

市民参加及び市民との連携は、以下のとおり行います。

・議会は、市民に対し、積極的にその有している情報を公開し、説明責任を十分に果たさなければなりません。

・本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）等の会議は、原則として公開するものとする。

・議会は、地方自治法に規定された制度等を十分活用し、市民の専門的な識見等を議会の政策形成に反映させるよう努めるものとする。

・議会は、議員と市民が市政全般にわたり、情報及び意見を交換する場を多様に設けるとともに、政策提案の拡大に努めるものとする。

・議会は、請願及び陳情を市民による政策提言と位置付

け、請願の審議においては、原則として当該請願をした者の意見を聴く機会を設けるものとする。

その他に、市長等と議会との関係、委員会の活動、議会の機能の強化、議員の政治倫理、定数及び報酬、議会改革、最高規範性、見直しなどについて定めています。



▲議会改革小委員会の様子

江別市議会では、 議会基本条例を 案としてまとめました。